

2024年2月吉日

お客様各位

株式会社 **リンレイ**
業務製品事業部

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う弊社対応について

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

表記施行令の改正により「名称等を表示及び通知すべき化学物質の追加（234物質、令別表第9関係）」が行われます。

これにより法第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）、法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）及び法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）の対象となる物質が追加となります。

施行期日は、令和6年（2024年）4月1日からとなります。

これにより、弊社においても下記の製品が対象となり、ラベル表示の追加（*1）・改訂SDSの交付を行います。

（*1）ただし、ラベル表示については令和6年（2024年）4月1日時点で現存するものには、令和7年（2025年）3月31日までの間、適用されません。

今後とも変わらぬご愛顧を賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

対象製品： 「P-525 静電防止高耐久コート」
「ドライマスタープロ」
「プレステージゼクシオ」
「プレステージプラウド」
「FPCプロテクションコート」
「グランドプレステージ X」
「オール」
「JAPANプレミアム輝」
「JAPANプレミアム剛」
「JAPANプレミアム煌」
の10製品

以上